

電子契約について

1 電子契約とは

- 紙の契約書に記名・押印する代わりに、電子媒体の契約書に電子署名を付与することにより、法的に有効な契約を締結するものです。
- 電子契約サービスを利用し、インターネット上で契約手続きを行うことができます。

2 電子契約と紙契約のちがい

紙契約		電子契約
文書	形式	電子データ(PDF)
印鑑による押印	締結方法	署名による付与
割印	改ざん防止	電子署名・タイムスタンプ
持参又は郵送	送付	インターネット通信
キャビネット・書庫	保管	クラウド・サーバ等
必要	収入印紙	不要
記名押印されたとき	締結基準	電子署名が付与されたとき※

※地方自治法234条第5項の規定による

＼ メリット ／

- ①オンライン化による**事業者の負担軽減**
 - ・ 契約書受領・提出のため来庁等が**不要**
 - ・ 製本作業が**不要**
 - ・ 収入印紙が**不要**
- ②デジタル化による**文書管理の適正化**
 - ・ 事務処理誤りを**抑制**
 - ・ 契約書の紛失リスクを大幅に**軽減**
- ③ペーパーレス化による**事務の合理化**
 - ・ 契約書の作成に伴う作業・費用を**軽減**

3 電子契約の流れ

- ①契約者決定 ▶ ②『電子契約利用申出書』の提出 ▶ ③アップロードされた電子契約書を確認
▼
⑥完了 ◀ ⑤電子契約書をダウンロード ◀ ④契約締結(電子署名・タイムスタンプ)

★ 500万円以上の建設工事の場合は、②の後、リサイクル法に関する書面と履行保証に関する書類の提出が必要となります。

4 電子契約の対象

- 令和6年4月1日以降に総務課から入札公告又は指名通知をする案件
(対象とする案件は公告・通知等の中に明記します。)

電子契約を希望しない場合は、従来通り紙による契約書の取り交わしも可能です。